

平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 千代田化工建設株式会社
代表者名 代表取締役社長 久保田 隆
(コード番号 6366 東証第 1 部)
問合せ先 総務部長 村田 卓弘
(TEL 045-506-7105)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の当社第 81 回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号 以下「決済合理化法」という。)の施行を機に現行定款の見直しを行い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、株券の発行に関する文言の削除を行うものであります(現行定款第 7 条の削除、第 8 条の変更)。
 - ② 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります(現行定款第 9 条及び第 11 条の変更)。
 - ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、その旨の規定を削除し、附則に所要の規定を設けるものであります(現行定款第 11 条の変更、附則の新設)。
- (2) 会社法第 165 条第 2 項の規定により、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己の株式の取得が認められておりますので、機動的な資本政策を遂行できるように、自己の株式の取得の規定を新設するものであります(定款第 7 条の新設)。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります(現行定款第 28 条の変更)。
- (4) 当社は、変化の早い社会・経済状況に的確に対応した意思決定を行うため執行役員制度を導入しておりますので、その旨を明記する規定を新設し、併せて役付執行役員の規定の新設と役付取締役に関する規定の整理を行うものであります(現行定款第 29 条の変更、定款第 34 条の新設)。
- (5) 取締役会の機動的な運営を図るため、会社法第 370 条の規定により、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります(定款第 32 条の新設)。
- (6) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は、別紙のとおりです。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(株券の発行)</u></p> <p>第7条 <u>本公司は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 本公司の単元株式数は、普通株式および優先株式のいずれについても 1,000 株とする。</p> <p><u>本公司は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本公司の株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式について、単元未満株式を買い取ることを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利、剰余金の配当の交付を受ける権利など会社法第 189 条第 2 項各号で定める権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>第10条 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 <u>本公司は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 本公司の単元株式数は、普通株式および優先株式のいずれについても 1,000 株とする。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 本公司の株主は、その有する単元未満株式について、単元未満株式を買い取ることを請求する権利、残余財産の分配を受ける権利、剰余金の配当の交付を受ける権利など会社法第 189 条第 2 項各号で定める権利以外の権利を行使することはできない。</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 <u>本会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p>
<p>第 5 章 取締役、取締役会および相談役</p>	<p>第 5 章 取締役、取締役会および執行役員</p>
<p>第 26 条 ～ 第 27 条 (省 略)</p>	<p>第 26 条 ～ 第 27 条 (省 略)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第 28 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第 28 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 29 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき本会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって取締役会長、<u>取締役副会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役</u>を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 29 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 代表取締役は各自会社を代表し、取締役会の決議に基づき本会社の業務を執行する。 取締役会は、その決議によって取締役会長<u>および取締役社長</u>を選定することができる。</p>
<p>第 30 条～第 31 条 (省 略)</p>	<p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第32条 (省 略)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第 32 条 本会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異義を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第33条～第42条 (省 略)</p>	<p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(執行役員)</p> <p><u>第34条 取締役会は、その決議により執行役員を定め、本会社の業務を分担して執行させることができる。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議により、代表取締役を兼務する執行役員の中から社長を選定するほか、執行役員の中から副社長執行役員、専務執行役員および常務執行役員を選定することができる。</u></p> <p>第35条～第44条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>第 1 条 本会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第 2 条 本附則第 1 条から本条までの規定は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u></p>

以 上